

第30期 定時株主総会 招集ご通知

- 開催日時** 平成31年3月26日（火曜日）午前10時
午前9時開場予定
- 開催場所** 東京都目黒区三田一丁目4番1号
（恵比寿ガーデンプレイス内）
ウェスティンホテル東京 地下2階
ギャラクシールーム
（末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
- 議 案**
- 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
 - 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

目 次

第30期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
（提供書面）	
事業報告	15
連結計算書類	32
監査報告	43
計算書類	45
監査報告	52

株主各位

証券コード 4722
平成31年3月8日

東京都品川区大崎一丁目2番2号

フューチャー株式会社

代表取締役会長兼社長 **金丸 恭文**

第30期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第30期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成31年3月25日（月曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

議決権行使のご案内



株主総会への出席により
議決権を行使していただく場合

▶ 同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。



書面により
議決権を行使していただく場合

▶ 同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、
平成31年3月25日（月曜日）午後5時まで
に到着するようご返送ください。



インターネット等により
議決権を行使していただく場合

▶ 「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照のうえ、
平成31年3月25日（月曜日）午後5時まで
に議決権をご行使ください。

記

1 日 時	平成31年3月26日（火曜日）午前10時（午前9時開場予定）
2 場 所	東京都目黒区三田一丁目4番1号（恵比寿ガーデンプレイス内） ウェスティンホテル東京 地下2階 ギャラクシールーム (末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第30期（平成30年1月1日から平成30年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 第30期（平成30年1月1日から平成30年12月31日まで）計算書類報告の件 <p>決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金処分の件</p> <p>第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件</p> <p>第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件</p> <p>第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件</p>
4 議決権の行使等についてのご案内	3頁に記載の【議決権行使のご案内】をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 当日は、些少なからお土産をご用意しておりますが、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主お一人様に対し1個とさせていただきます。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容に修正すべき事項が生じた場合には、当社ホームページ（https://www.future.co.jp/investor_relations/）において掲載することによりお知らせいたします。



インターネット等による議決権行使のご案内

行使
期限

平成31年3月25日（月曜日）
午後5時入力完了分まで

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

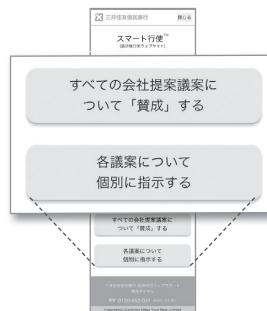


- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。



書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
 電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
 （受付時間 午前9時～午後9時）

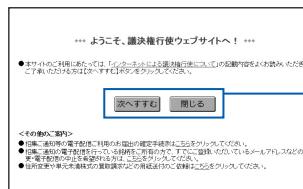
機関投資家の皆様に関しましては、本總會につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

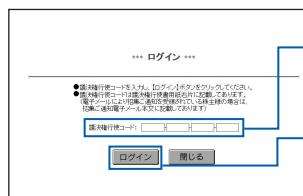
<https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

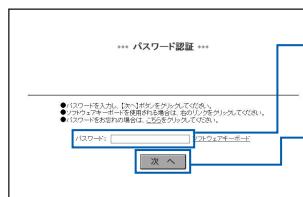
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

「次へ」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類	金銭といたします。
② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金 17円 といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は 759,984,167円 となります。
③ 剰余金の配当が効力を生じる日	平成31年3月27日といたしたいと存じます。

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名全員が任期満了となります。つきましては、当社の企業価値の持続的向上を目的として取締役2名を増員し、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。各候補者と当社との間にいずれも特別の利害関係はありません。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位 及び担当	属性
1	かねまる やすふみ 金丸 恭文	代表取締役会長兼社長 グループCEO フューチャーアーキテクト株式会社代表 取締役会長	再任
2	ひがし ゆうじ 東 裕二	取締役副社長 ITコンサルティング& サービス統括 フューチャーアーキテクト株式会社代表 取締役社長	再任
3	いしばし くにひと 石橋 国人	取締役副社長 最高セキュリティ責任者 (CSO) 兼 i-LABO担当 フューチャーアーキテクト株式会社取締 役副社長	再任
4	さいとう ようへい 齋藤 洋平	取締役 最高技術責任者 (CTO)	再任
5	やまおか ひろみ 山岡 浩巳	顧問	新任
6	しんぐう ゆき 神宮 由紀	フューチャーアーキテクト株式会社執行 役員	新任

再任 再任取締役候補者 **新任** 新任取締役候補者 **社外** 社外取締役候補者 **独立** 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者
番号

1



再任

かね まる やす ふみ
金丸 恭文

(昭和29年3月12日生)

所有する当社の株式数… 5,558千株
取締役会出席状況…………… 13/13回

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

昭和54年 4月	株式会社テイケイシー (現株式会社TKC) 入社	平成19年 1月	当社代表取締役会長
昭和57年 4月	ロジック・システムズ・インターナショナル株式会社入社	平成23年 3月	当社代表取締役会長兼社長
昭和60年 9月	株式会社エヌ・ティ・ティピー・シー コミュニケーションズ取締役	平成27年 6月	ウシオ電機株式会社社外取締役 (現任)
平成 元年11月	当社設立代表取締役社長	平成27年 7月	当社代表取締役会長
平成18年 3月	当社代表取締役会長兼社長	平成28年 4月	当社代表取締役会長兼社長グループCEO (現任)
			フューチャーアーキテクト株式会社代表取締役会長 (現任)

取締役候補者とした理由

金丸恭文氏は、創業者であり、当社グループの経営の最高責任者として、経営戦略の策定と実行を担い、顧客、従業員、パートナー等ステークホルダーとの深い協力関係を築いて、当社グループの成長をもたらしてまいりました。このことから、当社グループの企業価値のさらなる向上に寄与することができると判断しましたので、引き続き取締役候補者となりました。

候補者
番号

2



再任

ひがし ゆう じ
東 裕 二

(昭和30年1月24日生)

所有する当社の株式数……………3千株
取締役会出席状況…………… 13/13回

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

昭和55年 6月	日本エヌ・シー・アール株式会社 (現日本NCR株式会社) 入社	平成22年10月	当社執行役員アドバンスドビジネス営業本部長
昭和63年 6月	日本デジタルイクイップメント株式会社 (現日本ヒューレット・パッカード株式会社) 入社	平成23年 3月	当社取締役副社長アドバンスドビジネス営業本部長
平成10年10月	日本オラクル株式会社入社	平成27年 7月	当社代表取締役社長
平成17年 6月	同社取締役副社長執行役員	平成28年 4月	当社取締役副社長 I Tコンサルティング&サービス統括 (現任)
平成21年 4月	株式会社ワイ・ディ・シー代表取締役社長		フューチャーアーキテクト株式会社代表取締役社長 (現任)

取締役候補者とした理由

東裕二氏は、複数の I Tコンサルティング会社において数多くのプロジェクト運営の実績と経営者として豊富な経験を持ち、平成23年の当社取締役就任以来、 I Tコンサルティング事業の収益の拡大に貢献してまいりました。このことから、当社グループの企業価値のさらなる向上に寄与することができると判断しましたので、引き続き取締役候補者となりました。

候補者
番号

3



再任

いし ばし く に ひ と
石橋 国人 (昭和35年10月29日生)

所有する当社の株式数…… 618千株
取締役会出席状況……… 12/13回

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

昭和58年 4月 ロジック・システムズ・インタ
ーナショナル株式会社入社
昭和62年 2月 シャープ株式会社入社
平成元年11月 当社入社
平成8年7月 当社取締役
平成15年10月 当社取締役副社長
平成28年 4月 当社取締役副社長CTO兼CSO
フューチャーアーキテクト株式会社
取締役副社長 (現任)
平成30年 3月 当社取締役副社長CSO兼i-L
ABO担当 (現任)

取締役候補者とした理由

石橋国人氏は、創業期から技術部門のトップとして当社グループの事業を牽引してきたほか、情報セキュリティの責任者として事業の安定性や信頼性の確保に貢献してまいりました。このことから、当社グループの企業価値のさらなる向上に寄与することができると判断しましたので、引き続き取締役候補者としてしました。

候補者
番号

4



再任

さい とう よう へい
齋藤 洋平 (昭和52年2月18日生)

所有する当社の株式数……… 1千株
取締役会出席状況……… 10/10回

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

平成13年 4月 当社入社
平成21年 5月 当社技術応用戦略室長
平成27年 2月 当社テクノロジーイノベーション
グループ ヴァイスプレジデ
ント
平成28年 4月 当社執行役員
平成30年 3月 当社取締役CTO (現任)

取締役候補者とした理由

齋藤洋平氏は、技術応用戦略室及びテクノロジーイノベーショングループの長として、最先端のITに関する研究開発とその成果のプロジェクトへの応用に関してリーダーシップを発揮しました。さらに、平成30年3月からは取締役CTOとして技術戦略を牽引してまいりました。このことから当社グループの企業価値のさらなる向上に寄与することができると判断しましたので、引き続き取締役候補者としてしました。

候補者
番号

5

やま おか ひろ み
山岡 浩巳 (昭和38年4月25日生)

所有する当社の株式数…………… 一千株



新任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

昭和61年 4月 日本銀行入行
平成19年 7月 国際通貨基金（IMF）日本理事
代理
平成25年 4月 日本銀行金融市場局長
平成27年 9月 同行決済機構局長
平成31年 2月 当社入社 顧問（現任）

取締役候補者とした理由

山岡浩巳氏は、国際通貨基金（IMF）の理事会メンバーとして国際通貨政策立案の経験があるほか、日本銀行において「FinTechセンター」を立ち上げたことにより、技術革新が経済や金融の将来にもたらす影響について高い知見を有しています。このことから、当社グループの企業価値のさらなる向上に寄与することができるかと判断しましたので、新任の取締役候補者としてしました。

候補者
番号

6

しん ぐう ゆ き
神宮 由紀 (昭和46年6月2日生)

所有する当社の株式数…………… 二千株



新任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

平成 6年 4月 株式会社シティアスコム入社
平成10年 2月 当社入社
平成24年 3月 当社退社
平成26年10月 日本マイクロソフト株式会社
入社
平成29年 4月 当社入社
フューチャーアーキテクト株式
会社執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

神宮由紀氏は、当社に入社して多くのプロジェクトでITコンサルタントとしての経験を積み、重要顧客の新規受注に実績を残した後、外資系IT企業においてグローバル企業のビジネス展開について知見を得ました。当社に復帰してからは、フューチャーアーキテクト株式会社の執行役員として、大型プロジェクトの受注やその後のマネジメントに関して実績を残しました。このことから、当社グループの企業価値のさらなる向上に寄与することができるかと判断しましたので、新任の取締役候補者としてしました。

<監査等委員会の意見>

取締役の選任については、再任の取締役候補者については当該事業年度の業務執行状況や業績等に関して全社公開の個人プレゼンテーションに参加して確認し、新任の取締役候補者についてもその資質、過去の実績及び今後の展望についてプレゼンテーションを受ける等により確認した上で、監査等委員会でその内容を共有し協議しました。

その結果、監査等委員会として、各候補者は当社の取締役として適任であると判断いたしております。

第3号議案

監査等委員である取締役1名選任の件

コーポレートガバナンスの強化及びコンプライアンスの向上を目的として、監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。



新任

社外

独立

さかきばら

みき

榊原 美紀

(昭和43年1月6日生)

所有する当社の株式数…………… 一千株

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

平成9年4月	弁護士登録 (日本)	平成30年4月	同社 リスク・ガバナンス本部
平成9年4月	センチュリー法律事務所 (現エール&ジェイ法律事務所) 弁護士	平成30年6月	コンプライアンス課課長 (現任)
平成14年9月	フレッシュフィールズ ブラックハウス デリンジャー法律事務所 弁護士		日本組織内弁護士協会 理事長 (現任)
平成15年1月	弁護士登録 (米国カリフォルニア州)		
平成15年10月	松下電器産業株式会社 (現パナソニック株式会社) 入社		

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

榊原美紀氏は、弁護士として特に知的財産権やコンプライアンスに関して専門的な知識と豊富な経験を有しております。同氏には、社内弁護士としての企業の現場における法律の専門家の経験を生かして、当社の業務執行の監督、経営の重要な意思決定に関わっていただくことを期待しております。同氏はこれまで会社の経営に関与した経験は有していませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

- (注) 1. 榊原美紀氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号の社外取締役候補者です。
 2. 同氏の選任が承認された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額といたします。
 3. 同氏の選任が承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は平成28年3月22日開催の定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額500,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）として、また、平成23年3月22日開催の定時株主総会において、かかる取締役の報酬等の額とは別枠として、ストックオプションとしての新株予約権に関する取締役の報酬等の額を年額50,000千円以内として、ご承認いただいております。

今般、当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額200,000千円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会の決議により決定することといたします。

なお、本議案をご承認いただいた場合、上記のストックオプションとしての新株予約権に関する取締役の報酬等の額の定めは廃止することとし、以後、当該報酬等の額の定めに基づくストックオプションとしての新株予約権の新たな発行は行わないことといたします。また、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は、年135,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

- (1) 対象取締役は、本割当契約により普通株式の割当てを受けた日より2年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下

「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。)

- (2) 対象取締役が、当社の取締役会が定める期間(以下「役務提供期間」という。)が満了する前に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(2)に定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以上

(提供書面)

事業報告 (平成30年1月1日から平成30年12月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループの当連結会計年度の業績は、

売上高	40,218百万円 (前連結会計年度比10.9%増)
営業利益	5,824百万円 (前連結会計年度比30.6%増)
経常利益	6,052百万円 (前連結会計年度比27.2%増)
親会社株主に帰属する当期純利益	4,094百万円 (前連結会計年度比 9.7%増)

となりました。各セグメントの業績については、以下のとおりです。

イ. ITコンサルティング&サービス事業

フューチャーアーキテクト株式会社(フューチャー株式会社のテクノロジー部門を含む)は、ネット企業との競争が激化する大手新規顧客のパートナーとして、本格的なデジタル戦略を実現するための次世代システム構築プロジェクトが拡大しました。これにより、流通小売業、アパレル製造業、メディア業を始めとする幅広い業態での売上が増加しました。また、営業支援・融資支援システム「FutureBANK」を導入する新規の地方銀行がさらに拡大し、大手ネット証券のプロジェクトの売上也拡大しました。さらに、AI技術を活用した需要予測、融資審査及び伝票の手書き文字の読取りといった、先端的技術を顧客の業務に活用するプロジェクトも拡大しました。

フューチャーインスペース株式会社は、フューチャーアーキテクト株式会社が構築したプロジェクトの保守・運用案件が増加したことや、新規の開発案件等を獲得したことから、前年同期比で売上・営業利益とも増加しました。

株式会社ワイ・ディ・シーは、品質情報解析ソフトウェア「YDC SONAR」に関するビジネスや製造業向けのシステム開発の受託など製造業の顧客のプロジェクトが好調であったことやフューチャーグループの技術を連携させたプロジェクト等の売上也伸びたことにより、売上高・営業利益とも増加しました。

FutureOne株式会社は、販売管理パッケージソフト「InfiniOne」等のオリジナルのソフトウェアに関する製品改良と中堅上位企業への営業体制の整備の効果により、売上高・営業利益とも前年同期比で増加しました。

株式会社マイクロ・シー・エー・デーは、独自の知的財産管理ソフトウェアや製造業向けシステム開発の売上が増加するとともに、プロジェクトマネジメントの強化により利益率が向上し、営業利益が大幅に改善

しました。

この結果、本セグメントの売上高は32,953百万円（前年同期比10.8%増）、営業利益は5,651百万円（前年同期比18.3%増）となり、売上高、営業利益とも増加しました。

□. ビジネスイノベーション事業

東京カレンダー株式会社は、都会の30代から40代のライフスタイルに焦点を合わせたコンテンツ戦略を強化し、自社での動画制作に注力したことにより、平成30年12月のページビュー（動画閲覧数を含む）は、平成29年末の4,700万から6,200万に増加し、月間アクティブユーザー数は400万となりました。ページビューやアクティブユーザーの増加により、平成30年4月に吸収合併したマッチアラム株式会社から承継したユーザー向けサービス「東カレデート」の売上が増加しましたが、ネット広告の売上が想定を下回ったことにより、東京カレンダー株式会社（マッチアラム株式会社を含む）の売上は前年同期比で増加した一方で投資先行が続き営業損益は前年同期比で悪化しました。

株式会社eSPORTSは、ナショナルブランドの商品の粗利率低下や、販売促進費や物流費の負担の増加に対して、取扱商品の見直しや在庫の圧縮などの業務改革を進めてきたことにより、売上は前年同期比で増加し、前期末に行った在庫の評価減等が当期はなくなったこともあり、営業損益は改善しました。

コードキャンプ株式会社は、新人研修など法人向けのプログラミング講座の売上が増加し、個人向けのオンライン・プログラミング講座も順調に拡大したことから、営業損益は前年同期比で大幅に改善しました。

ライブリッツ株式会社は、プロ野球球団のチーム強化システムの案件やファンクラブ向けシステムの案件の売上が拡大したことにより、前年同期比で営業損益が改善し、通期で黒字となりました。

この結果、本セグメントの売上高は7,357百万円（前年同期比8.6%増）、営業損失は146百万円（前年同期は363百万円の損失）となり、営業損益が前年同期に比べ大幅に改善しました。

（注） 上記のセグメントの業績数値は、セグメント間の内部売上高または振替高を調整前の金額で記載しております。

② 設備投資の状況

特に記載すべき事項はございません。

③ 資金調達の状況

特に記載すべき事項はございません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

特に記載すべき事項はございません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

特に記載すべき事項はございません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特に記載すべき事項はございません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

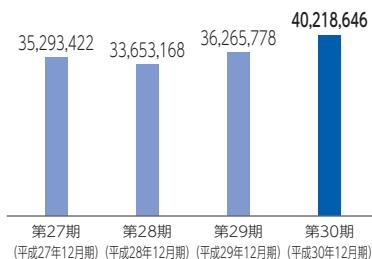
当社は、平成30年9月11日付けにて、持分法適用会社である株式会社ディアイティの株式624株を追加取得し、連結子会社といたしました。さらに平成30年12月26日付けにて、同社株式774株を追加取得いたしました。

当社は、平成30年10月4日付けにて、株式会社ワイ・ディ・シーの株式950株を追加取得し、完全子会社といたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

売上高

(単位：千円)



経常利益

(単位：千円)



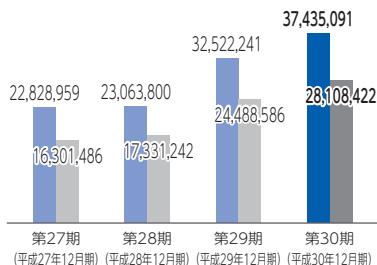
親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：千円)



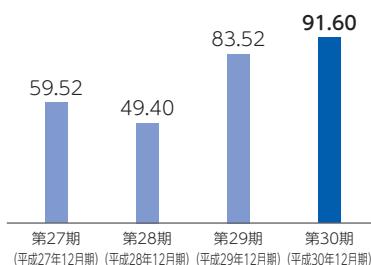
総資産/純資産

(単位：千円)



1株当たり当期純利益

(単位：円)



1株当たり純資産額

(単位：円)



区分		第27期 (平成27年12月期)	第28期 (平成28年12月期)	第29期 (平成29年12月期)	第30期 (当連結会計年度) (平成30年12月期)
売上高	(千円)	35,293,422	33,653,168	36,265,778	40,218,646
営業利益	(千円)	4,869,219	3,642,790	4,458,205	5,824,410
経常利益	(千円)	4,836,710	3,589,743	4,756,519	6,052,337
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	2,659,733	2,208,321	3,733,618	4,094,884
1株当たり当期純利益	(円)	59.52	49.40	83.52	91.60
総資産	(千円)	22,828,959	23,063,800	32,522,241	37,435,091
純資産	(千円)	16,301,486	17,331,242	24,488,586	28,108,422
1株当たり純資産額	(円)	360.67	387.04	536.87	626.53

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

特に記載すべき事項はございません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
フューチャーアーキテクト株式会社	300,000	100.0	最先端のITを駆使した、中立・独立の立場からのITコンサルティングサービスの提供
フューチャーインスペース株式会社	83,700	100.0	主にフューチャーアーキテクト株式会社の構築したプロジェクトの追加開発、保守及び運用サービス
FutureOne株式会社	200,000	100.0	販売管理、生産管理、会計等の基幹業務パッケージソフトの開発、販売、保守及びクラウドサービスの提供
株式会社ワイ・ディ・シー	250,000	100.0	主に製造業の顧客に対して、品質情報統合解析ソリューション等のITコンサルティングサービスの提供
東京カレンダー株式会社	50,000	100.0 (間接)	雑誌「東京カレンダー」の制作、ウェブサイト・スマホアプリによる情報提供、レストラン予約等のサービスの提供

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① 科学的なプロジェクト運営の強化〔ITコンサルティング&サービス事業〕

ソースコードやドキュメントの自動生成機能及び自動チェック機能を備えた自社開発のツールの更新やコンサルタントへの教育を継続的に実施することで効率的・科学的なプロジェクト運営を強化してまいります。

② プロジェクト品質の向上〔ITコンサルティング&サービス事業〕

プロジェクトの状況をリアルタイムで可視化するために、自社開発のプロジェクト情報の共有及び監視システムをさらに進化させるとともに、アーキテクチャーの検討、フェーズごとのプロジェクトレビュー及び最終的な稼働判定などの品質管理体制を強化し、更なるプロジェクト品質の向上に努めてまいります。

③ プロフェッショナルとしての人材確保・育成〔全事業〕

当社グループの企業価値を向上させるために最も重要なものは人材であり、質の高い人材の確保及び育成が必要であると認識しております。教育研修、プロジェクト現場及び研究開発活動を通じて物事の本質を見極め解決の方向性を見いだせるコンサルタントの育成を行うことを継続してまいります。また、ビジネスイノベーション事業におけるオリジナルサービスの創造において新たな活躍の場を用意し、子会社における会社経営の経験や相互の交流を通じた人材育成も行ってまいります。

④ 外部アライアンスの強化〔ITコンサルティング&サービス事業〕

顧客に対して常に最適解を提供するため、グローバルなIT業界の技術動向を把握し、優れた技術を持つ企業に対しては良好な関係を保ち、資本的な提携の実行も含め、アライアンスの強化に取り組んでまいります。

⑤ 最新技術の研究開発及び顧客や自社のビジネスでの活用〔ITコンサルティング&サービス事業〕

AIやIoT等の最先端の技術の研究開発に注力するとともに、単なる実験や研究に終わるのではなく、顧客の実際の業務やサービスに適用することにより、いち早い成果の実現を目指します。また、AIに関する研修プログラムをコンサルタントだけでなく、管理部門にも実施し、AI技術を顧客や自社のビジネスに実際に活用できる人材の育成を強化してまいります。

⑥ 自社のソフトウェア製品の売上やシェアの拡大〔ITコンサルティング&サービス事業〕

自社開発のソフトウェア製品について、継続的な機能の追加や改善及び顧客サポートの強化を行うことにより売上やマーケットシェアの拡大を推進してまいります。

⑦ 収益基盤の確立とサービスの拡大〔ビジネスイノベーション事業〕

ビジネスイノベーション事業において、赤字の会社については、新たな施策を実行することにより収益基盤の確立を図ることで早期の黒字化の実現を進め、すでに黒字となっている会社については、M&Aの実施も検討しながら、事業領域の拡大やサービス品質の向上を図ることで継続的な成長を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成30年12月31日現在）

当社グループは、以下の2つを主な事業としております。

① ITコンサルティング&サービス事業

顧客の抱える経営上の問題を経営者の視点で共有し、顧客のビジネスを本質から理解したうえで、実践的な高い技術力により先進ITを駆使した情報システムを構築することで、問題を解決していく事業。

② ビジネスイノベーション事業

IT技術を利用してオリジナルサービスを提供し、ビジネスのイノベーションを創出する事業。

(6) 主要な事業所（平成30年12月31日現在）

① 当社

名称	住所
本社	東京都品川区大崎一丁目2番2号
大阪オフィス	大阪市中央区淡路町二丁目2番14号
名古屋オフィス	愛知県名古屋市中区錦三丁目7番9号

② 子会社

名称	住所
フューチャーアーキテクト株式会社（本社）	東京都品川区大崎一丁目2番2号
同社（大崎ウエストオフィス）	東京都品川区大崎二丁目9番3号
同社（大崎ThinkParkTowerオフィス）	東京都品川区大崎二丁目1番1号
同社（鹿児島島オフィス）	鹿児島県鹿児島市与次郎二丁目4番35号
フューチャーインスペース株式会社（本社）	東京都品川区大崎二丁目9番3号
FutureOne株式会社（本社）	東京都品川区大崎二丁目9番3号
株式会社ワイ・ディ・シー（本社）	東京都府中市府中町一丁目9番地
東京カレンダー株式会社（本社）	東京都品川区大崎一丁目2番2号

(7) 従業員の状況（平成30年12月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数
ITコンサルティング&サービス事業	1,805名
ビジネスイノベーション事業	148名
全社（共通）	31名
合計	1,984名

（注）上記従業員数には、契約社員や派遣社員等及び当社グループ外への出向者は含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
182名	+148名	35.9歳	6.1年

（注）1. 上記従業員数には、契約社員や派遣社員等、及び他社への出向者は含まれておりません。

2. 平成29年12月31日現在と比較し148名増加しておりますが、主としてフューチャーアーキテクト株式会社に出向していたテクノロジー部門が当社に戻ったことによります。

(8) 主要な借入先の状況（平成30年12月31日現在）

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

日東電工株式会社との間の訴訟につきましては、平成30年3月28日に東京高等裁判所より当社グループ側の全面勝訴の判決が言い渡され、期限までに同社の上告がなかったことから当該判決が確定し、平成30年4月に同社から未収金に計上してございました請負代金、及び遅延損害金等の支払いを受けました。

2 会社の現況

(1) 株式の状況（平成30年12月31日現在）

① 発行可能株式総数	189,376,000株
② 発行済株式の総数	47,664,000株
③ 株主数	4,822名（643名減）
④ 上位10名の株主	

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
合同会社キーウェスト・ネットワーク	15,093	33.7
金丸 恭文	5,558	12.4
SGホールディングス株式会社	2,000	4.4
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,582	3.5
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224	1,412	3.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,233	2.7
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE HCR00	961	2.1
GOVERNMENT OF NORWAY	918	2.0
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR:FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	739	1.6
石橋 国人	618	1.3

(注) 1. 当社は、自己株式を2,959千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式（2,959千株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

特に記載すべき事項はございません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役の状況（平成30年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	金丸 恭文	グループCEO フューチャーアーキテクト株式会社代表取締役会長
取締役副社長	東 裕二	ITコンサルティング&サービス統括 フューチャーアーキテクト株式会社代表取締役社長
取締役副社長	石橋 国人	最高セキュリティ責任者（CSO）兼 i-LABO 担当 フューチャーアーキテクト株式会社取締役副社長
取締役	齋藤 洋平	最高技術責任者（CTO）
取締役（常勤監査等委員）	牧 保	
取締役（監査等委員）	川本 明	アスパラントグループ株式会社シニアパートナー 株式会社オンワードホールディングス社外取締役 慶応義塾大学経済学部教授
取締役（監査等委員）	三田村 典昭	三田村典昭公認会計士事務所代表 三田村典昭税理士事務所代表
取締役（監査等委員）	渡邊 光誠	東京富士法律事務所弁護士 株式会社NaITO社外取締役 東亜建設工業株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）牧保、川本明、三田村典昭、及び渡邊光誠は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）牧保、川本明、三田村典昭、及び渡邊光誠は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての届出をしております。
3. 取締役（監査等委員）三田村典昭は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
- ①平成30年3月26日開催の第29期定時株主総会において、齋藤洋平は新たに取締役に選任され就任しております。
- ②平成30年3月26日開催の第29期定時株主総会終結の時をもって、取締役原田靖博は任期満了により退任しております。
5. 取締役及び使用人から業務執行に係る情報を適時収集するとともに、社内の重要な会議に出席し、また監査等委員会と内部監査室との十分な連携を図るため、牧保を常勤の監査等委員に選定しております。

② 取締役を支払った報酬等の総額

区分	支給人員 (名)	支給額 (千円)
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	5 (一)	114,236 (一)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	4 (4)	26,411 (26,411)
合計 (うち社外取締役)	9 (4)	140,647 (26,411)

- (注) 1. 取締役の支給額には、従業員兼務取締役の従業員分給与は含まれておりません。
2. 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬限度額は、平成28年3月22日開催の定時株主総会において年額500,000千円以内 (ただし、従業員分給与は含まない。) とご承認をいただいております。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、平成28年3月22日開催の定時株主総会において年額150,000千円以内とご承認をいただいております。

③ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 取締役川本明は、慶応義塾大学経済学部教授を兼任しております。また、アスパラントグループ株式会社のシニアパートナーを兼務しております。なお、当社は慶応義塾大学及びアスパラントグループ株式会社との間に特別の関係はありません。
 - ・ 取締役三田村典昭は、三田村典昭公認会計士事務所の代表及び三田村典昭税理士事務所の代表を兼務しております。なお、当社は三田村典昭公認会計士事務所及び三田村典昭税理士事務所との間に特別の関係はありません。
 - ・ 取締役渡邊光誠は、東京富士法律事務所の弁護士を兼務しておりますが、当社は東京富士法律事務所との間に特別の関係はありません。

□. 他の法人等の社外役員としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役川本明は、株式会社オンワードホールディングスの社外取締役に兼務しておりますが、当社は株式会社オンワードホールディングスとの間に特別の関係はありません。
- ・取締役渡邊光誠は、株式会社NaI TO及び東亜建設工業株式会社の社外取締役に兼務しておりますが、当社は株式会社NaI TO及び東亜建設工業株式会社との間に特別の関係はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査等委員会への出席状況

区分	氏名	主な活動内容
取締役 (監査等委員)	牧 保	取締役会13回及び監査等委員会14回全てに出席し、企業金融・リスク管理に関する豊富な経験と高い知見に基づく視点により意見を述べるなど、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行っております。
	川 本 明	取締役会13回全て、監査等委員会14回中12回に出席し、経済政策分野や企業投資における豊富な経験と高い知見に基づく視点により意見を述べるなど、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行っております。
	三田村 典 昭	取締役会13回中12回、監査等委員会14回全てに出席し、公認会計士としての専門的な視点により意見を述べることにより、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行っております。
	渡 邊 光 誠	取締役会13回中12回、監査等委員会14回中13回に出席し、弁護士としての専門的な視点により意見を述べることにより、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

二. 責任限定契約の内容の概要

当社と監査等委員である各取締役は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支払額 (千円)
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	54,000
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	54,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき妥当であると判断し同意いたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の職務執行状況及び監査責任者の継続監査年数などを総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。（最終改定 平成28年4月27日）

1. 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、経営理念および“Future Way”（行動指針）を策定するとともに、コンプライアンス規程およびビジネスコンダクトガイドラインを定め、業務執行が法令ならびに定款および社内規程に適合し、社会規範に沿った公正かつ適正なものであることを確保する。
- (2) 当社は持株会社として、グループ全体の内部統制システムの整備・運用、グループ全体の経営戦略の策定、グループの内部監査の実行、各子会社の業績その他の経営状況のモニタリングを通してグループ経営を推進する。
- (3) 当社は担当取締役を委員長としたコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の維持管理、問題点の把握と解決および研修等を行う。
- (4) 当社はコンプライアンス規程に基づき、コンプライアンスに違反する行為についての通報や相談に応じるため、社内および外部に相談窓口を設置し、問題の早期発見と是正を図る。
- (5) 内部監査室は監査計画を立案し、必要に応じて社外専門家とともに、当社および子会社の組織機能および業務の適正性、妥当性およびコンプライアンス等について、定期および臨時に内部監査を実施する。内部監査結果は代表取締役および監査等委員会に報告する。
- (6) 取締役会は、取締役会への付議・報告に係る社内規程を整備し、当該社内規程に則り会社の業務執行を決定する。代表取締役社長は、社内規程に則り取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、係る決定、取締役会決議および社内規程に基づき業務を執行する。

- (7) 取締役会が取締役の職務を監督するため、取締役は職務執行状況を社内規程に則り取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
- (8) 取締役の職務執行に対して監査等委員会による監査を受ける機会を十分に実質的に確保する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理ならびに子会社の取締役および使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報については、法定ならびに定款および社内規程に従い適切に作成・保存し管理する。
- (2) 当社は社内規程に基づき、子会社の取締役および使用人の職務の執行に係る事項の報告を受ける。

3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、リスクを適切に認識し、損失の発生を未然に防止するため「リスク管理規程」を制定し、リスク管理体制の整備を進める。
- (2) リスクマネジメントの専門組織としてリスク管理室を置き、当社および子会社におけるリスクマネジメント体制の整備を支援し、グループ全体的な視点から横断的なリスクマネジメント体制の整備を促進する。
- (3) システム開発案件等プロジェクトの形態をとって実施運営される業務の遂行にあたっては、そのプロジェクトを統括する事業部門が内在するリスクを把握、分析、評価し適切な対策を実施する。プロジェクトの見積精度や成果物の品質の検証、遂行のための人員体制確保などについて、当該事業部門の他にプロジェクトとは独立した品質管理部門が提案時およびプロジェクトの進行過程においてリスクを把握、分析、評価し適切な対策を迅速に実施する。
- (4) 情報セキュリティについてはチーフ・セキュリティ・オフィサーを任命し、その下で情報セキュリティ部門がセキュリティの強化活動を行う。
- (5) 大規模災害、システム障害等大きな影響を与えるリスクに対しては、事業継続計画（BCP）を作成し、リスクの発生を最小限にとどめる体制をとる。

4. 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社および子会社においては、毎月の定例取締役会に加え必要に応じて臨時取締役会を開催して運営しており、特にリスクファクターを明確にして意思決定のプロセスに反映することおよび異なる意見も交えて実質的な議論を行うことに留意している。

- (2) 取締役、執行役員、子会社社長等にて構成されるグループ経営会議を実施し、職務執行の報告および重要事項の決定を行う。

5. 上記1. から4. までの掲げる体制のほか、当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、関係会社管理規程等を作成し、これに基づいて関係会社管理部門が子会社および関連会社に対する適切な経営管理を行う。
- (2) 子会社は、当社と連携・情報共有を保ちながら、規模、事業の性質、機関の設計その他会社の個性および特性を踏まえ、自律的に内部統制システムを整備することを基本とする。
- (3) 子会社は、事前に当社の取締役または取締役会の承認を要する事項および子会社から当社への報告を求めるとする事項等について、当社関係会社管理規程に基づく社内規程を策定し、これに従うものとする。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人、当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 内部監査室およびファイナンシャル&アカウンティンググループは必要に応じて監査等委員会の監査を補助する旨、業務分掌規程で明確化する。
- (2) 監査等委員会の職務を補助する使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性を確保するために、当該使用人の人事異動や懲戒処分等については、監査等委員会の同意を必要とする。また、当該使用人の人事評価については、事前に監査等委員会の意見を聴取する。
- (3) 監査等委員会から監査を補助することの要請を受けた内部監査室およびファイナンシャル&アカウンティンググループの使用人は、その要請に関する業務については、監査等委員以外の取締役および上長等の指揮・命令を受けないものとする。

7. 当社および子会社の役職員が、監査等委員会（または監査等委員会が選定する選定監査等委員。以下同じ）に報告をするための体制および報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制等に係る事項

- (1) 当社および子会社の役職員は、その職務の執行について監査等委員会から説明を求められたときには、速やかに当該事項を報告する。また、当社および子会社の取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や、不正の行為または法令、定款に違反する重大な事実を発見もしくはその報告を受けたときには、当該事実を監査等委員会に対し報告する。

- (2) 当社および子会社の役職員は、法令等の違反行為等を発見したときには、内部相談・通報窓口にて報告することができる。コンプライアンス担当部署は、監査等委員会に対し、内部通報の受付・処理状況を定期的に報告するとともに、経営に与える影響を考慮のうえ必要と認められるとき、または監査等委員会から報告を求められたときも速やかに報告する。
- (3) 当社および子会社の役職員が内部相談・通報窓口および監査等委員会に報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するため、社内規程等に不利益取扱いの禁止を明示する。

8. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関する方針に関する事項

当社は、監査等委員が職務の執行について生ずる費用の前払または償還の請求をしたときは当該職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会は、内部監査室、子会社の監査役および会計監査人と相互に情報および意見の交換を行うなど連携を強め、監査の質的向上を図る。
- (2) 代表取締役は、監査等委員会との間で定期的な意見交換を行う機会を確保すること等により、監査等委員会による監査機能の実効性向上に努める。

・業務の適正を確保するための体制の運用状況

当該体制の運用状況については、コンプライアンス規程等の諸規程並びに関連ガイドラインの策定、内部相談・通報窓口の設置等により当該体制の整備を行っております。

諸規程遵守状況や業務プロセスの適正な実施状況に関しては、コンプライアンス委員会及び内部監査室が定期的にモニタリングをしており、適正に運用されております。

リスク管理については、リスク管理規程に基づきリスク管理室が対応しており、発生したリスク及びその対応状況に関しては役職員に対して適切に共有されております。

子会社については、当社監査等委員が、子会社の代表取締役並びに当社から派遣している取締役及び監査役へのヒアリングを通じて運用状況の監査を行っております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結計算書類

連結貸借対照表（平成30年12月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	22,911,784
現金及び預金	13,984,071
受取手形及び売掛金	6,234,600
商品及び製品	847,865
仕掛品	168,574
繰延税金資産	279,326
未収入金	182,123
その他	1,218,228
貸倒引当金	△3,007
固定資産	14,523,307
有形固定資産	974,681
建物及び構築物	1,375,460
減価償却累計額	△882,265
計	493,194
土地	855
その他	2,505,394
減価償却累計額	△2,024,762
計	480,631
無形固定資産	2,583,458
ソフトウェア	1,707,624
のれん	40,516
顧客関連資産	832,000
その他	3,316
投資その他の資産	10,965,167
投資有価証券	9,257,039
敷金及び保証金	1,439,195
その他	290,373
貸倒引当金	△21,441
資産合計	37,435,091

科目	金額
負債の部	
流動負債	6,148,629
買掛金	1,285,569
1年以内返済予定の長期借入金	161,449
1年以内償還予定の社債	52,000
未払金	1,129,613
未払法人税等	1,093,327
賞与引当金	210,913
品質保証引当金	11,182
プロジェクト損失引当金	26,058
その他	2,178,516
固定負債	3,178,039
社債	92,000
長期借入金	222,674
繰延税金負債	2,427,568
資産除去債務	354,965
その他	80,831
負債合計	9,326,669
純資産の部	
株主資本	22,669,379
資本金	1,421,815
資本剰余金	2,507,763
利益剰余金	20,239,578
自己株式	△1,499,778
その他の包括利益累計額	5,339,439
その他有価証券評価差額金	5,438,242
繰延ヘッジ損益	△1,220
為替換算調整勘定	△97,582
非支配株主持分	99,602
純資産合計	28,108,422
負債純資産合計	37,435,091

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (平成30年1月1日から平成30年12月31日まで) (単位：千円)

科目	金額
売上高	40,218,646
売上原価	23,643,696
売上総利益	16,574,949
販売費及び一般管理費	10,750,539
営業利益	5,824,410
営業外収益	236,209
受取利息	536
受取配当金	160,641
持分法による投資利益	67,824
その他	7,207
営業外費用	8,282
支払利息	7,218
為替差損	1,063
経常利益	6,052,337
特別利益	929,427
訴訟関連収入	809,510
持分変動利益	100,434
段階取得に係る差益	19,482
特別損失	800,015
無形固定資産除去損	315,274
のれん償却額	354,740
訴訟関連費用	130,000
税金等調整前当期純利益	6,181,749
法人税、住民税及び事業税	2,141,042
法人税等調整額	△78,862
当期純利益	4,119,569
非支配株主に帰属する当期純利益	24,685
親会社株主に帰属する当期純利益	4,094,884

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書（平成30年1月1日から平成30年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成30年1月1日 残高	1,421,815	2,507,763	17,396,436	△1,499,538	19,826,476
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,251,741		△1,251,741
親会社株主に帰属する 当期純利益			4,094,884		4,094,884
自己株式の取得				△239	△239
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	2,843,142	△239	2,842,902
平成30年12月31日 残高	1,421,815	2,507,763	20,239,578	△1,499,778	22,669,379

	その他の包括利益累計額				非 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替調整 勘定	その他の包括 利益累計額合計		
平成30年1月1日 残高	4,269,144	738	△95,460	4,174,421	487,687	24,488,586
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△1,251,741
親会社株主に帰属する 当期純利益						4,094,884
自己株式の取得						△239
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	1,169,097	△1,958	△2,121	1,165,017	△388,084	776,932
連結会計年度中の変動額合計	1,169,097	△1,958	△2,121	1,165,017	△388,084	3,619,835
平成30年12月31日 残高	5,438,242	△1,220	△97,582	5,339,439	99,602	28,108,422

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 20社
- ・主要な連結子会社の名称
フューチャーアーキテクト株式会社、フューチャーインスペース株式会社、株式会社ワイ・ディ・シー、FutureOne株式会社、株式会社マイクロ・シー・エー・デー、株式会社ディアイティ、株式会社eSPORTS、東京カレンダー株式会社、コードキャンプ株式会社、フューチャーインベストメント株式会社

② 非連結子会社の状況

非連結子会社はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社数 6社
- ・主要な会社の名称
ロジザード株式会社、株式会社FASTECH&SOLUTIONS

② 持分法非適用の非連結子会社または関連会社の状況

持分法非適用の非連結子会社または関連会社はありません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

当連結会計年度において、持分法適用関連会社であった株式会社ディアイティの株式を追加取得したことに伴い、同社を持分法適用の範囲から除外し、同社及びその子会社であるサイバー・ソリューション株式会社を連結の範囲に含めております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）
- ・その他有価証券 時価のあるもの
連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの
移動平均法による原価法
- ・デリバティブ 時価法

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品及び製品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ・仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

主に定率法、但し、平成28年4月1日以後に取得した建物及びクラウドサービスに係る資産等は定額法
 取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年間で均等償却をしております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
 建物 3～34年 その他 3～20年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
 但し、サービス提供目的のソフトウェアについては、5年以内の見込収益獲得期間に基づく定額法
- ・市場販売目的のソフトウェア 見込販売収益に基づく償却額と見込販売可能有効期間（3年）に基づく定額法のいずれか大きい額を償却する方法
- ・顧客関連資産 効果の発現する期間に基づく定額法
- ・その他 定額法

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 リース物件の所有権が借主に移転するものと認められる以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 品質保証引当金

技術革新の著しいオープンシステムのコンサルテーションまたはシステム開発業務（ITコンサルティング&サービス）については、契約時ないし決算時には予見不能な問題解決のための役務の提供が売上計上後に不可避免的に発生するケースがあります。当社及び連結子会社はITコンサルティング&サービスに関して、顧客に満足していただける品質水準を保証するため、この役務提供を無償で実施する場合があります。
 そこで、ITコンサルティング&サービスについて、売上計上後の追加原価の発生に備えるため、過去の実績に基づき算出した発生見積額を品質保証引当金として計上しております。

ハ. プロジェクト損失引当金

技術革新の著しいオープンシステムのコンサルテーションまたはシステム開発業務（ITコンサルティング&サービス）については、契約時には予見不能な問題解決のための役務の提供が不可避免的に発生するケースがあります。
 そこで、ITコンサルティング&サービスについては、将来の損失に備えるため、進行中のプロジェクトのうち当連結会計年度末において損失が発生すると見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能なものについては、翌連結会計年度以降の損失見積額をプロジェクト損失引当金として計上しております。

二. 賞与引当金 連結子会社において、従業員に対して支給する賞与の支払いに充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

④ **重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準**

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

⑤ **重要な収益及び費用の計上基準**

Ⅰ Tコンサルティングサービス売上及び売上原価の計上基準

イ. 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクト
進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）

ロ. その他のプロジェクト
完成基準

⑥ **のれんの償却に関する事項**

のれんの償却については、その効果の発現する期間にわたって均等償却を行うこととしております。なお、金額的重要性の乏しい場合には、発生年度の損失として処理することとしております。

⑦ **ヘッジ会計の方法**

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。為替予約取引については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を行っております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

・ヘッジ手段	為替予約取引
・ヘッジ対象	外貨建営業債務

ハ. ヘッジ方針

当社グループ内で規定されたリスク管理方法に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

二. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動の累計とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎に有効性を評価しております。

⑧ **その他連結計算書類作成のための重要な事項**

・消費税等の会計処理	税抜方式によっております。
・連結納税制度の適用	当社及び一部の連結子会社は、連結納税制度を適用しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(訴訟関連)

当社は、平成21年11月30日付で日東電工株式会社に対して請負代金等に関する請求訴訟（請求額1,462百万円）を東京地方裁判所に提起いたしました。これは、同社との間で締結した契約に基づく成果物を平成21年9月4日をもって納品いたしましたが、同社は当該成果物の受領及び請負代金等の支払いを拒否しているため、訴訟を提起いたしましたものです。平成28年6月17日付で、東京地方裁判所より、当社グループ側の請求をすべて認容し、同社の反訴を棄却する当社側勝訴の判決が言い渡されました。

これに対し、同社は控訴を提起しておりましたが、平成30年3月28日に東京高等裁判所より、当社グループ側の全面勝訴の判決が言い渡され、期限までに同社の上告がなかったことから、当該判決が確定し、当該訴訟に関連した未収入金は、平成30年4月に回収されました。

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	47,664,000株	－株	－株	47,664,000株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	2,958,907株	142株	－株	2,959,049株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加142株は、単元未満株の買取りによるものであります。

(3) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成30年3月26日 定時株主総会	普通株式	581,166千円	13.00円	平成29年12月31日	平成30年3月27日
平成30年7月28日 取締役会	普通株式	670,575千円	15.00円	平成30年6月30日	平成30年9月21日

(4) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成31年3月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	759,984千円	17.00円	平成30年12月31日	平成31年3月27日

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い短期的な金融資産に限定し、また、資金調達については主に銀行借入による方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金並びに未収入金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延のおそれがあるときは営業部門と連携し、速やかに適切な処理を行っております。

有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

敷金及び保証金は、主に当社グループの事務所の賃貸借契約にあたり差し入れた敷金及び保証金であり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、差入先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

営業債務である買掛金及び未払金は、その全てが1年以内の支払期日であり、法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう。）及び事業税の未払額である未払法人税等は、その全てが2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

長期借入金及び社債は一部の連結子会社における運転資金のための資金調達であります。

これらの営業債務や借入金等は、その決済時において流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次で資金繰計画を作成するとともに適正な手元流動性を維持することにより管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるもの及び重要性の乏しいものは含まれておりません。(注) 2. 参照

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	13,984,071	13,984,071	-
(2) 受取手形及び売掛金	6,234,600		
貸倒引当金 (※1)	△7		
	6,234,593	6,234,593	-
(3) 未収入金	182,123	182,123	-
(4) 有価証券及び投資有価証券	8,662,358	8,662,358	-
(5) 敷金及び保証金	1,439,195	1,427,615	△11,580
資産計	30,502,342	30,490,762	△11,580
(1) 買掛金	1,285,569	1,285,569	-
(2) 未払金	1,129,613	1,129,613	-
(3) 未払法人税等	1,093,327	1,093,327	-
(4) 長期借入金 (※2)	384,123	383,907	△215
(5) 社債 (※3)	144,000	144,393	393
負債計	4,036,632	4,036,810	177

(※1) 受取手形及び売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(※2) 1年以内に返済期限が到来する長期借入金を含みます。

(※3) 1年以内に償還期限が到来する社債を含みます。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項
資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

保有目的ごとの有価証券に関する事項については以下のとおりであります。

その他有価証券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	種類	連結貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	8,662,358	819,339	7,843,018
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	8,662,358	819,339	7,843,018
合計		8,662,358	819,339	7,843,018

(5) 敷金及び保証金

これらの時価は、合理的に見積もった敷金及び保証金の返還予定時期に基づき、差入先の信用リスク等を考慮した利率により割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(5) 社債

社債の時価については元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式等 (注)	295,420
関連会社株式	293,138

(注) 社債6,122千円に対して全額貸倒引当金を計上しているため、当該社債の金額を控除した純額で表示しております。これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	13,983,138	—	—	—
受取手形及び売掛金	6,234,600	—	—	—
未収入金	182,123	—	—	—
敷金及び保証金	348,435	808,633	275,524	6,602
合計	20,748,297	808,633	275,524	6,602

4. 長期借入金・社債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
長期借入金	161,449	222,674	—	—
社債	52,000	92,000	—	—
合計	213,449	314,674	—	—

5. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 626円53銭
 (2) 1株当たり当期純利益 91円60銭

6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成31年2月20日

フューチャー株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	齊藤直人 [Ⓔ]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	林一樹 [Ⓔ]

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フューチャー株式会社の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フューチャー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査等委員会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査等委員会は、平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第30期事業年度における連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、その定めた監査等委員会監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めるほか、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成31年2月22日

フューチャー株式会社 監査等委員会

監査等委員（常勤） 牧 保 ㊞
監査等委員 川本 明 ㊞
監査等委員 三田村典昭 ㊞
監査等委員 渡邊光誠 ㊞

（注）監査等委員 牧保、川本明、三田村典昭及び渡邊光誠は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

計算書類

貸借対照表 (平成30年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	4,988,351
現金及び預金	1,898,670
売掛金	329,507
前払費用	180,087
繰延税金資産	28,694
未収入金	2,473,876
関係会社短期貸付金	48,000
その他	29,515
固定資産	22,087,017
有形固定資産	458,299
建物	1,069,938
減価償却累計額	△680,791
計	389,147
工具、器具及び備品	1,202,519
減価償却累計額	△1,134,223
計	68,296
土地	855
無形固定資産	3,502
商標権	1,045
ソフトウェア	2,456
投資その他の資産	21,625,215
投資有価証券	8,792,000
関係会社株式	9,662,273
関係会社長期貸付金	3,958,151
敷金及び保証金	1,182,917
その他	42,070
貸倒引当金	△2,012,196
資産合計	27,075,368

科目	金額
負債の部	
流動負債	1,649,778
買掛金	2,070
未払金	300,070
未払法人税等	776,282
未払消費税等	203,149
預り金	368,204
固定負債	2,544,620
繰延税金負債	2,239,265
資産除去債務	305,355
負債合計	4,194,398
純資産の部	
株主資本	17,471,411
資本金	1,421,815
資本剰余金	2,507,763
資本準備金	2,495,772
その他資本剰余金	11,990
自己株式処分差益	11,990
利益剰余金	15,041,610
利益準備金	27,748
その他利益剰余金	15,013,862
繰越利益剰余金	15,013,862
自己株式	△1,499,778
評価・換算差額等	5,409,558
その他有価証券評価差額金	5,409,558
純資産合計	22,880,970
負債純資産合計	27,075,368

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書（平成30年1月1日から平成30年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	2,074,007
営業収益	4,106,624
売上高及び営業収益合計	6,180,631
売上原価	693,762
売上総利益	5,486,868
販売費及び一般管理費	414,774
営業費用	901,321
販売費及び一般管理費並びに営業費用合計	1,316,096
営業利益	4,170,772
営業外収益	173,412
受取利息	14,262
受取配当金	158,000
その他	1,150
営業外費用	6,673
支払利息	4,597
自己株式取得費用	2
為替差損	2,073
経常利益	4,337,511
特別利益	0
特別損失	776,755
貸倒引当金繰入額	774,642
関係会社債権放棄損	1,947
関係会社株式評価損	165
税引前当期純利益	3,560,756
法人税、住民税及び事業税	501,338
法人税等調整額	△11,367
当期純利益	3,070,785

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（平成30年1月1日から平成30年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本計 合
		資本準備金	その 他 資本剰余金 自己株式 処分差益	資本剰余金 計	利益準備金	その 他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 計		
平成30年1月1日 残高	1,421,815	2,495,772	11,990	2,507,763	27,748	13,194,818	13,222,567	△1,499,538	15,652,607
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△1,251,741	△1,251,741		△1,251,741
当期純利益						3,070,785	3,070,785		3,070,785
自己株式の取得								△239	△239
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	1,819,043	1,819,043	△239	1,818,804
平成30年12月31日 残高	1,421,815	2,495,772	11,990	2,507,763	27,748	15,013,862	15,041,610	△1,499,778	17,471,411

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価 差額金	評価・換算差額等合 計	
平成30年1月1日 残高	4,214,835	4,214,835	19,867,442
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△1,251,741
当期純利益			3,070,785
自己株式の取得			△239
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	1,194,723	1,194,723	1,194,723
事業年度中の変動額合計	1,194,723	1,194,723	3,013,527
平成30年12月31日 残高	5,409,558	5,409,558	22,880,970

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- イ. 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）
- ロ. 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ハ. その他有価証券 時価のあるもの
事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの
移動平均法による原価法

② たな卸資産

- 商品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- 仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

主に定率法、但し、平成28年4月1日以後に取得した建物及びクラウドサービスに係る資産等は定額法
取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年間で均等償却をしております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 3～31年 工具、器具及び備品 3～10年

② 無形固定資産

- イ. 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
但し、サービス提供目的のソフトウェアについては、5年以内の見込収益獲得期間に基づく定額法
- ロ. その他 定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

- 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

ITコンサルティングサービス売上及び売上原価の計上基準

- ① 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクト
進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）
- ② その他のプロジェクト
完成基準

(6) その他計算書類作成のための重要な事項

- ・消費税等の会計処理 税抜方式によっております。
- ・連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権債務

① 短期金銭債権	2,668,071千円
② 長期金銭債権	3,958,151千円
③ 短期金銭債務	25,117千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引による取引高	
売上高	1,887,650千円
売上原価	5,860千円
営業収益	4,106,624千円
営業費用	63,169千円
② 営業取引以外の取引高	
営業外収益	14,213千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	2,958,907株	142株	一株	2,959,049株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加142株は、単元未満株の買取りによるものであります。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

〔流動の部〕	
繰延税金資産	
繰越欠損金	3,527千円
未払事業税	23,948千円
未払事業所税	1,218千円
繰延税金資産合計	28,694千円
繰延税金資産の純額	28,694千円
〔固定の部〕	
繰延税金資産	
関係会社株式	682,054千円
貸倒引当金限度超過額	694,322千円
減価償却超過額	10,686千円
資産除去債務	93,499千円
その他	52千円
繰延税金資産小計	1,480,615千円
評価性引当額	△1,312,767千円
繰延税金資産合計	167,848千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	19,672千円
有価証券評価差額金	2,387,441千円
繰延税金負債合計	2,407,113千円
繰延税金資産(△は負債)の純額	△2,239,265千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主な内訳

法定実効税率	30.9%
(調整)	
評価性引当額	10.0%
受取配当金益金不算入	△24.1%
欠損金	0.3%
税率差異	△1.7%
住民税均等割	0.1%
所得拡大促進税制	△1.7%
加算永久差異	0.1%
その他	△0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	13.8%

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の 所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	フューチャー インベストメント 株式会社	東京都 品川区	10,000 千円	投資業務	100.0	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	(貸付) 4,765,834 (回収) 4,186,837	関係会社 長期貸付金	3,565,930
子会社	フューチャーアーキテクト 株式会社	東京都 品川区	300,000 千円	ITコンサル ティングサー ビス	100.0	経費立替 経営管理 技術支援等 の提供 役員の兼任	ITコンサル 売上 経費立替 連結納税に係 る個別帰属額 グループ成長 支援料等 配当の受取	1,843,911 8,292,960 696,582 984,886 2,250,000	売掛金 未収入金	264,174 1,865,564

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

ITコンサル売上の契約額については、ITコンサル業務の内容を勘案し、協議のうえで決定しております。

グループ成長支援料等については契約条件により決定しております。

2. フューチャーインベストメント株式会社への貸付金につき、合計844,892千円の貸倒引当金を計上しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 511円82銭

(2) 1株当たり当期純利益 68円69銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

監査報告

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成31年2月20日

フューチャー株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	齊藤直人 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	林 一樹 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フューチャー株式会社の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第30期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成31年2月22日

フューチャー株式会社 監査等委員会

監査等委員(常勤) 牧 保 ㊞

監査等委員 川本 明 ㊞

監査等委員 三田村典昭 ㊞

監査等委員 渡邊光誠 ㊞

(注) 監査等委員 牧保、川本明、三田村典昭及び渡邊光誠は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

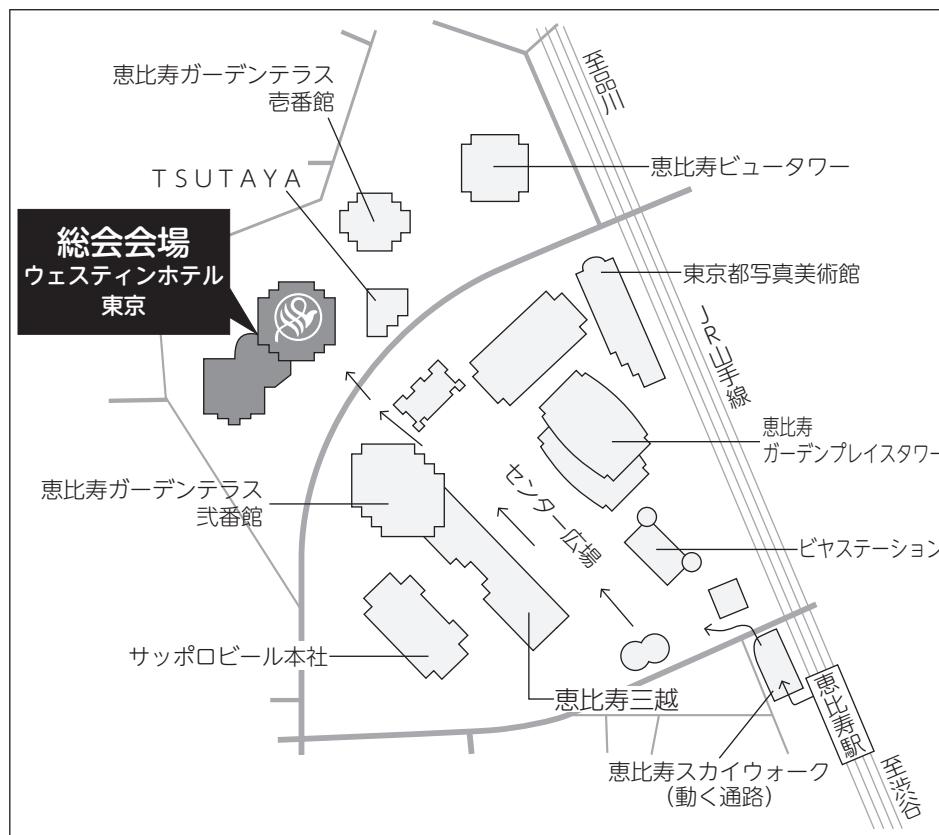
株主総会会場ご案内図

会場

<ウェスティンホテル東京 地下2階 ギャラクシールーム>
〒153-8580 東京都目黒区三田1-4-1 TEL 03-5423-7000

交通

J R ① 山手線・埼京線「恵比寿駅」東口より「恵比寿スカイウォーク」で約10分。
地下鉄 ② 東京メトロ日比谷線「恵比寿駅」下車。
JR方面出口より「恵比寿スカイウォーク」で約13分。



※駐車場の用意はいたしていませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。